

## Ⅱ 発生段階の区分と方針

本行動計画は、新型インフルエンザ等が発生する前から、市内で発生し、大流行（パンデミック）を迎え小康状態に至るまでを6つの段階に分類して、それぞれの段階に応じた対策等を定めている（具体的な対策については、Ⅲにおいて発生段階ごとに記載する）。

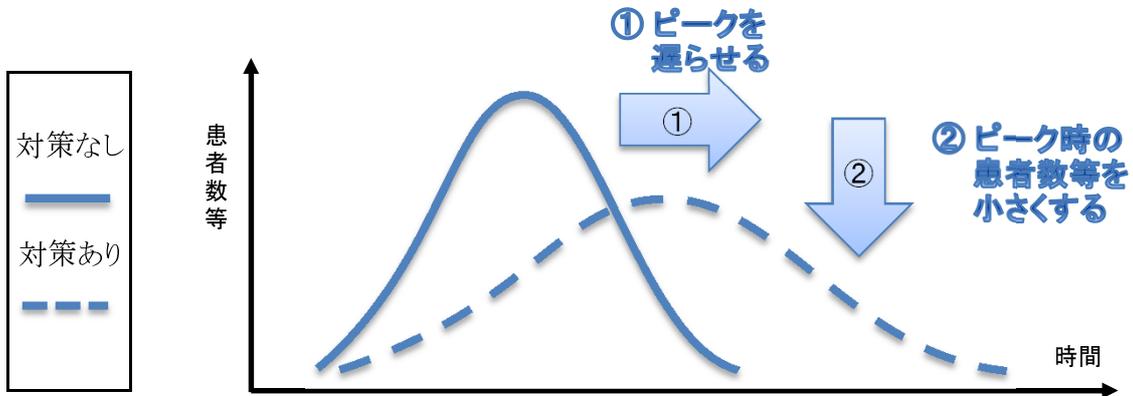
発生段階の区分は以下の基準とするが、実際の運用について患者の発生状況や症状、それに対する専門家等の意見を踏まえ、その都度「中央市新型インフルエンザ等対策本部」が決定する。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも段階通りに進行するとは限らないことに留意が必要である。

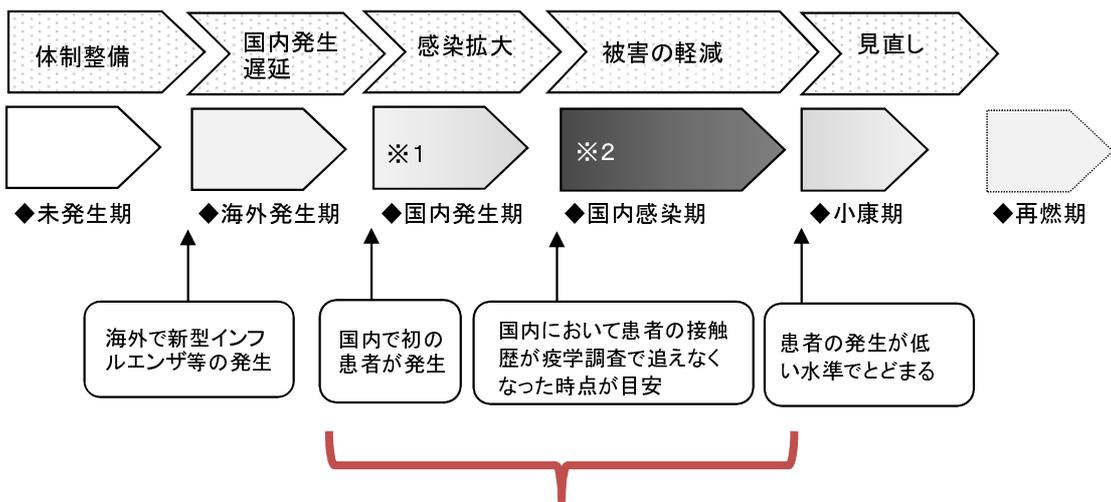
- 1 未発定期 . . . . . 国内外で新型インフルエンザ等が発生していない状態
- 2 海外発定期 . . . . . 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
- 3 国内発定期 . . . . . 国内で新型インフルエンザ等が発生しているが、  
【 県内（市内）未発定期 】 県内（市内）での患者は発生していない状態  
⇒ 必要に応じ、山梨県新型インフルエンザ等現地対策本部が設置される  
（必要に応じ、中央市新型インフルエンザ等対策本部を設置する）
- 4 県内（市内）発生早期 . . . . . 県内（市内）で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
- 5 県内（市内）感染期 . . . . . 県内（市内）で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態  
⇒ 山梨県知事による「流行警戒宣言」  
＊ 感染拡大 ～ まん延 ～ 患者の減少
- 6 小康期 . . . . . 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態  
⇒ 山梨県知事による「終息宣言」又は「緊急事態解除宣言」  
⇒ 山梨県新型インフルエンザ等現地対策本部が廃止される  
（中央市新型インフルエンザ等対策本部を廃止する）

# 発生段階別の対応

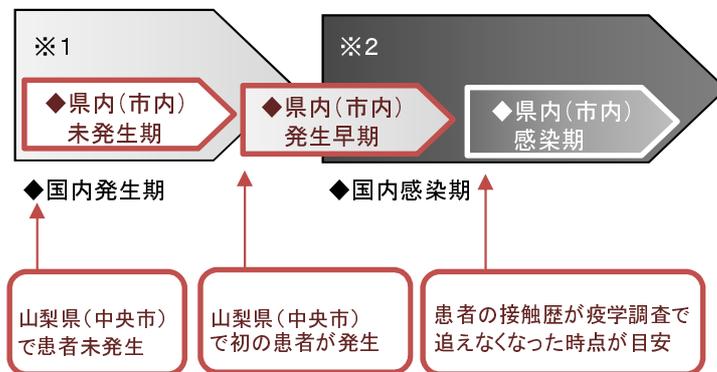
- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する
- (2) 生活及び経済に及ぼす影響が最小限となるようにする



## \* 国における発生段階



## \* 山梨県(中央市)における発生段階



注) 県内(市内)で国内初の患者が確認された場合は、県内(市内)未発生期を経ないで県内(市内)発生早期となる。